

○国土交通省令第 号

景観法（平成十六年法律第百十号）第六十三条第五項、第六十四条第二項、第六十五条第一項、第六十八条第一項、第七十二条第五項、第七十四条第二項及び第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）、第七十六条第五項、第八十条並びに第九十七条並びに景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、景観法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年 月 日

国土交通大臣 北側 一雄

景観法施行規則の一部を改正する省令

景観法施行規則（平成十六年国土交通省令第百号）の一部を次のように改正する。

第四条中「景観法施行令」の下に「（以下「令」という。）」を加える。

第五条中「景観法施行令」を「令」に改める。

第十条の見出し中「収用委員会」を「景観重要建造物等の所有者に対する損失の補償に係る収用委員会」に

改め、同条中「景観法施行令」を「令」に、「別記様式」を「別記様式第一」に改める。

第十八条の次に次の十四条を加える。

(認定申請書の様式)

第十九条 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第一項の申請書は、別記様式第二による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び別記様式第三による建築等計画概要書を添付したものとす。ただし、建築物の建築等の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該建築物の建築等の規模に応じて、市町村長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- 一 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置を明示したものに限る。）で縮尺二千五百分の一以上のもの
- 二 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- 三 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面（申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示したものに限る。）で縮尺百分の一以上のもの

四 建築物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの

五 その他参考となるべき事項を記載した図書

六 前各号に掲げるもののほか、添付が必要なものとして市町村の条例で定める図書

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(認定証の様式)

第二十条 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第二項の認定証の様式は、別記様式第四のとおりとする。

2 前項の認定証の交付は、前条第一項の副本及び同項各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

(通知書の様式)

第二十一条 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第三項の適合しないものと認めた旨及びその理由を記載した通知書の様式は、別記様式第五のとおりとする。

2 前項の通知書の交付は、第十九条第一項の副本及び同項各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

3 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第三項の適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の様式は、別記様式第六のとおりとする。

(違反建築物の公示の方法)

第二十二条 法第六十四条第二項の国土交通省令で定める方法は、公報への掲載その他市町村長が定める方法とする。

(景観地区内における違反建築物の設計者等の通知)

第二十三条 法第六十五条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六十四条第一項の規定による命令（以下この条において「命令」という。）に係る建築物の概要
- 二 前号の建築物の設計者等に係る違反事実の概要
- 三 命令をするまでの経過及び命令後に市町村長の講じた措置
- 四 前三号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 法第六十五条第一項の規定による通知は、当該通知に係る者について建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）、建設業法（昭和二十四年法律第百号）又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号

）による免許、許可又は登録をした国土交通大臣又は都道府県知事にするものとする。

3 前項の通知は、文書をもって行うものとし、当該通知には命令書の写しその他の命令の内容を記載した書面を添付するものとする。

（工事現場における認定の表示の方法）

第二十四条 法第六十八条第一項の表示は、別記様式第七により行うものとする。

（形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第二十五条 令第十九条第一項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第八のとおりとする。

（形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会に対する裁決申請書の添付書類）

第二十六条 令第十九条第二項の国土交通省令で定める図面は、建築物の付近の見取図、配置図及び各階平面図（同条第一項第五号の命令の内容に係るものに限る。）とする。

（景観地区内における違反工作物の工事の請負人の通知）

第二十七条 法第七十二条第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 景観地区工作物制限条例の規定による法第六十四条第一項の処分（第三号において「処分」という。）に係る工作物の概要

二 前号の工作物の工事の請負人に係る違反事実の概要

三 処分をするまでの経過及び処分後に市町村長の講じた措置

四 前三号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

（準景観地区を指定しようとする旨の公告）

第二十八条 法第七十四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村長が定める方法で行うものとする。

一 準景観地区の名称

二 準景観地区の位置及び区域

三 準景観地区の面積

2 前項第二号の区域についての公告は、土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が準景観地

区に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、市町村長が定める方法により表示する図面で行うものとする。

（準景観地区の指定等の公告）

第二十九条 前条の規定は、法第七十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（地区計画等の区域内における違反建築物等の設計者等の通知）

第三十条 第二十三条第一項の規定は、法第七十六条第五項の処分が建築物の建築等に係る場合における同項の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第二十三条第一項第一号中「命令（以下この条において「命令」という。）」とあるのは「地区計画等形態意匠条例の規定による法第六十条第一項の処分に相当する処分（第三号において「処分」という。）」と、同項第三号中「命令」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。

2 第二十七条の規定は、法第七十六条第五項の処分が工作物の建設等に係る場合における同項の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第二十七条第一号中「景観地区工作物制限条例

」とあるのは、「地区計画等形態意匠条例」と読み替えるものとする。

(書類の閲覧等)

第三十一条 法第八十条の国土交通省令で定める書類は、別記様式第三による建築等計画概要書及び別記様式第九による景観法令による処分の概要書とし、かつ、当該書類は、同条の処分に係る建築物若しくは工作物若しくは建築物若しくは工作物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとする。

2 別記様式第九による景観法令による処分の概要書には、法第六十三条第一項の認定その他法第三章の規定並びに当該規定に基づく命令及び条例の規定による処分の概要を記載するものとする。

3 市町村長は、第一項の書類を当該建築物又は工作物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならぬ。

4 市町村長は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

(権限の委任)

第三十二条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第六十五条第一項の規定による通知を受理し、及び同条第二項の規定により通知すること（国土交通大臣が講じた業務の停止の処分その他必要な措置に係るものを除く。）。

二 法第七十二条第五項の規定による通知を受理し、及び同条第六項の規定により通知すること（国土交通大臣が講じた業務の停止の処分その他必要な措置に係るものを除く。）。

三 法第七十六条第五項の規定による通知を受理し、及び同条第六項の規定により通知すること（国土交通大臣が講じた業務の停止の処分その他必要な措置に係るものを除く。）。

四 法第七十八条第一項の規定による助言又は援助をし、及び同条第二項の規定により必要な勧告、助言又は援助をすること。

別記様式を別記様式第一とし、同様式の次に次の八様式を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

(建築基準法施行規則の一部改正)

第二条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項中「及び第六十七条の二第四項」を「第六十七条の二第四項及び第六十八条第四項」に改め、同条第五項の表一(一)項中「第三百三十六条の二の九第一号」を「第三百三十六条の二の十一第一号」に改め、同条第十三項第三号中「第三十五条第五項若しくは第八項」を「第三十五条第六項若しくは第九項」に改め、同条第十五項中「第六十八条の二」を「第六十八条の二第一項」に、「第六十八条の九」を「第六十八条の九第一項」に、「又は第六十八条」を「又は第六十八条の九第二項」に改める。

第三条第六項中「第六十八条の二」を「第六十八条の二第一項」に改める。

第三条の二第一項第一号、第五号及び第六号中「第六十八条の九」を「第六十八条の九第一項」に改める。

第十条の四第一項中「第九項第二号」の下に「、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号」を加える。

第十条の四の二第一項中「第五十七条第一項」の下に「、法第六十八条第五項」を加える。

第十条の五の二第一項中「第三百三十六条の二の九第一号」を「第三百三十六条の二の十一第一号」に改め

、同条第二項中「第三百三十六条の二の九第二号」を「第三百三十六条の二の十一第二号」に改める。

第十条の五の四第一号中「第三百三十六条の二の九第一号」を「第三百三十六条の二の十一第一号」に改め

、同条第二号中「第三百三十六条の二の九第二号」を「第三百三十六条の二の十一第二号」に改める。

第十条の五の十八中「第三百三十六条の二の十一」を「第三百三十六条の二の十三」に改める。

別表第一(一)項から(四)項までの項及び別表第三令第三百三十六条の二の九第一号に掲げる建築物の部分の項

中「第三百三十六条の二の九第一号」を「第三百三十六条の二の十一第一号」に改める。

別記第二号様式注意4中「~~第68条の9~~」を「~~第68条の9~~第1号」に改める。

別記第五十号の十様式の表中「~~第136条の2の9~~第1号」を「~~第136条の2の11~~第1号」に改める。

別記第六十一号様式注意3、別記第六十一号の二様式注意3、別記第六十五号様式注意3及び別記第六

十五号の二様式注意3中「~~第68条~~の9」を「~~第68条~~の9~~第1項~~」に改める。

(建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部改正)

第三条 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号口中「及び法第六十七条の二第四項」を「第六十七条の二第四項及び第六十八条第四項」に改め、同号口中「第六十八条の二」を「第六十八条の二第一項」に、「第六十八条の九」を「第六十八条の九第一項」に、「又は第六十八条」を「又は第六十八条の九第二項」に改め、同項第二号口中「第六十八条の二」を「第六十八条の二第一項」に改める。

第三十三条第二項第一号中「第三百三十六条の二の九第一号」を「第三百三十六条の二の十一第一号」に改める。

第三十七条第一号イ及びロ中「第三百三十六条の二の九各号」を「第三百三十六条の二の十一各号」に改める。

第五十四条中「第三百三十六条の二の十四」を「第三百三十六条の二の十六」に改める。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項第三号中「第三百三十六条の二の九第一号」を「第三百三十六条の二の十一第一号」に改める。

(地方整備局組織規則の一部改正)

第五条 地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中第四十五号を第四十六号とし、第二十六号から第四十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 景観法(平成十六年法律第百十号)の規定による良好な景観の形成に関し必要な勧告、助言又は援助に関する事(他部の所掌に属するものを除く)。

第三十九条第二項中「第二十六号」を「第二十七号」に改める。

第四十一条第二項中「第七条第二十六号」を「第七条第二十七号」に改める。

第八十一条中第二十五号を第二十六号とし、第二十一号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 景観法の規定による良好な景観の形成に関し必要な勧告、助言又は援助に関する事（他部及び都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

第八十二条第一号中「第二十二号及び第二十四号」を「第二十三号及び第二十五号」に改め、同条中第二十六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 景観法の規定による良好な景観の形成に関し必要な勧告、助言又は援助に関する事（他部並びに都市整備課及び住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

第八十四条中第二十三号を第二十四号とし、第五号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 景観法の規定による良好な景観の形成に関し必要な勧告、助言又は援助に関する事務のうち、技術的事項及び助成に関する事（他部の所掌に属するものを除く。）。

第八十五条中「前条第四号から第十八号まで（第六号（防災街区整備事業に関するものを除く。）及び

第十六号」を「前条第四号から第十九号まで（第五号、第七号（防災街区整備事業に関するものを除く。）及び第十七号）」に改める。

第八十六条中「第六号」を「第七号」に、「第十六号」を「第十七号」に、「第十九号から第二十三号まで」を「第二十号から第二十四号まで」に改める。

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第六条 北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五十号を第五十一号とし、第五号から第四十九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 景観法（平成十六年法律第一百十号）の規定による良好な景観の形成に関し必要な勧告、助言又は援助に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

第三十四条中第二十二号を第二十三号とし、第五号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 景観法の規定による良好な景観の形成に関し必要な勧告、助言又は援助に関すること（他部の所掌

に属するものを除く。)

第四十条第二項中「第三十四条第四号から第十六号まで」を「第三十四条第四号から第十七号まで」に改める。